

徳島県規則第十一号

徳島県県有車両管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県県有車両管理規則の一部を改正する規則

徳島県県有車両管理規則（昭和四十二年徳島県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第二号中「第二百四十三条の二の二」を「第二百四十三条の二の八」に改める。

別表第一第四号中「自動車検査証の記載事項」を「自動車検査証記録事項」に、「記入」を「変更記録」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、別表第一第四号の改正規定は、公布の日から施行する。